

注意事項

① 競技者登録について

この要項に記載してある競技会（マスターズ水泳競技を除く）に出場する競技者及びチームは、すべて（公財）日本水泳連盟 Web-SWMSYS により団体登録、競技者登録が完了したものに限り、ただし、登録を抹消された者は、すべての公式・公認競技会には出場できない。また、第一区分・第二区分両方に登録する場合は、それぞれに一人 3,000 円の登録料がかかり、種目が重複する場合も同じくそれぞれに登録料がかかる。また、必ず「公式競技会及び公認競技会における個人情報及び肖像権に関する取扱いについて」を確認のうえ登録を行うこと。

② 年度途中での追加選手登録について *** 競技会申込締切日までに競技者登録を完了すること**

Web-SWMSYS により追加選手の登録を行い、**1 週間以内**に下記の書類をメール(PDF)あるいは FAX か郵送で提出し、費用を納入すること。

- ・ 競技者登録情報明細表
- ・ 振込明細書(コピー・PDF 可)
- ・ 追加登録料(一人 3,000 円)を下記納金方法に従い、納入すること。

③ 年度途中での移籍選手登録について *** エントリー時と競技会当日に所属が異なる場合は記録公認されない**

他のチームより移籍があった場合は、**1 週間以内**に下記の書類をメール(PDF)あるいは FAX か郵送で提出し、費用を納入すること。

- ・ 移籍選手報告書(ダウンロードする)に必要事項を記入する。
- ・ 振込明細書(コピー・PDF 可)
- ・ 移籍登録料(一人 1,000 円)を下記納金方法に従い、納入すること。

④ 県新記録申請について

新記録を樹立した場合は、**1 週間以内**に下記の書類を添えて報告すること。

- ・ 新記録樹立申請書(ダウンロードする)に必要事項を記入し、メールで報告すること。

メール送信はタイトルとファイルに団体略称名と要件を入れ、競技委員会(kyougi@aichisuiaren.jp)へ

⑤ 各種資格証の再発行について

- ・ 提出書類 基礎水泳指導員・競技役員・・・再発行願(形式は自由)
- ・ 申請手数料(一人 2,000 円)を下記納金方法に従い、納入すること。

⑥ 公式競技会(競泳競技)申込について

各大会申込は、全て Web-SWMSYS による申込みのみとなる。

* 当連盟ホームページ「Web-SWMSYS によるエントリー方法」を参照のこと。

* この要項に記載してある標準記録突破者とは、公式・公認競技会において、設定されている標準記録を突破した者をいう。(リレー競技の第一泳者および 1500m 自由形の 800m における正式時間を含む) なお、別に定めがある競技会については、その限りではない。

メール送信はタイトルとファイルに団体略称名と大会名を入れ、競技委員会(kyougi@aichisuiaren.jp)へ

- ① 競技会申込書(当連盟 HP よりダウンロード)
- ② 申込金は、下記のいずれかの方法で納金する。

納金方法

- (1) 銀行振込 ①三菱UFJ銀行 名古屋営業部
普通預金 0600789 (一社)愛知水泳連盟((シャ)アイスイレンメイ)
②ゆうちょ銀行(他金融機関からの振込用支店名 ○八九店)
口座番号 00850-8-158616 (一社)愛知水泳連盟
* 振込み名義は団体番号および団体略称名であること
* それ以外は受理しない場合がある
- (2) 現金書留 〒464-8691 名古屋市千種区・千種郵便局私書箱第 25 号
(一社)愛知水泳連盟事務局

※事務局開局時間内に持参も可。ただし郵便受けへの投函は不可とする。

違反者および各競技会申込締切日までに到着しない場合は、申込みを受理しないものとする。一旦納入された申込金は、原則として返金はしない。

(2) 公式競技会申込み後の確認及び訂正について

公式競技会の申込みにおいて、エントリーに不備があった場合は(突破タイムが確認できなかった場合)スタートリストに反映しない。申込み後やクラスコード入力指定がある場合の未入力等は、下記の要領で必ず確認をして、速やかに訂正作業を行うこと。

エントリー公開の確認手順



申込締切(火曜日)後にプログラム編成をウェブに公開する



Results of Japan Swimming(旧「スイムレコード どっとこむ」)
競技会検索→競技会名を入力→選手名・所属名を入力し検索

訂正について

申込締切後ウェブ公開日よりその週の金曜日 12:30 までに限り訂正を受け付ける。

訂正書類の提出先

F A Xで「(一社)愛知水泳連盟」と「(有)東洋電子システム」の2か所に送ること。
(052-757-5056) (052-604-3496)

*その他

- ① 参加資格を満たさない種目にエントリーした場合、出場を認めない。
- ② 確認期間内であれば訂正および追加を認めるが種目の取り消しは受け付けない。
参加者を追加する場合は、必ず連絡すること。
- ③ エントリー修正の提出書類は、当連盟HPよりダウンロードし、必要事項を記入し、**そのタイムを樹立したことが証明できる Results of Japan Swimming (旧スイムレコードどっとこむ) のランキング**を必ず添付すること。なお、証明書類が PDF にできる場合に限り、F A Xではなく競技委員会宛メール(kyougi@aichisuiaren.jp)での訂正も受け付ける。
- ④ エントリー違反があった場合は、申込金(参加料)の返金はしない。

競技会当日詳細については、(一社)愛知水泳連盟HPを確認すること

(3) プログラム販売について

参加チームのみに予約販売をする。集計表のプログラム代の欄に必要な部数(不要な場合は「0」)を記入すること。

(4) 撮影許可証の販売について

盗撮等を防止するため、所属団体からの申請のみ受け付ける。撮影者1人につき、許可証1枚(当日限り)を販売する。当日申請をする場合は、参加各団体責任者が取りまとめ申請書と費用を添え大会本部に申請する。申請書は、当連盟HPよりダウンロードすること。

(5) 競技大会派遣役員について

当連盟の公式競技大会(競泳競技)は、出場選手数に関係なく競技役員を派遣する義務がある。派遣競技役員がないと選手の出場が認められないこともある。ただし、申込者数が5名未満の学校・実業団、愛知県外の登録団体は免除する。競技会申し込みの際は、集計表の派遣競技役員欄に必要な事項を記載すること。入力がないとエラーがでるため、免除の対象団体は「免除」と入力すること。

また、出場選手がいない場合(複数日開催中)は免除されるので「出場なし」と入力すること。

*派遣競技役員は、(公財)日本水泳連盟の公認審判員・競技役員に限る。

*公認競技役員ユニフォーム上下・白いシューズを着用すること。

(6) 連絡事項の活用

領収証等を希望する場合は、Web-SWMSYS(連絡事項欄)に記入すること。

(7) 各用紙について

指定の用紙は、当連盟ホームページよりダウンロードして使用すること。

⑦ 棄権者について

(1) 出場申込をした競技者またはチームが棄権する場合は、決勝(B決勝を含む)競技に対し、棄権料を支払う義務を負う。ただし、棄権の理由が競技会の開催中に会場内で発生した事故等による負傷、または医師の診断書の提出があった場合はこれを免除する。

(2) 棄権料

一回につき3,000円。リレー競技は、5,000円を大会当日に大会本部へ納めなければならない。

(3) 適用大会について

愛知県選手権、中部日本ジュニア選手権、愛知県ジュニア選手権の3大会とする。

⑧その他の注意事項

- (1) 競技会の中止について
午前 6 時の段階で県下全域または一部に「暴風警報」及び「特別警報」が発令されている場合は、中止とする。
- (2) 不行跡行為の制裁について
故意に競技の進行を妨げるなど、競技会の品位を著しく傷つける行為に対しては、行為者及び所属チームを含め、罰則を科すことがある。
- (3) 個人情報及び肖像権に関わる取扱いについて
詳細は、「公式競技会及び公認競技会における個人情報及び肖像権に関わる取扱いについて」を確認すること。
- (4) 国民体育大会の予選会について
愛知県選手権大会を国民体育大会の予選会とし、出場していない選手は原則として選考対象としない。詳細は、「国体代表選手選考について」のページを確認すること。
- (5) 忘れ物について
各競技会終了後 2 週間は事務局にて保管するが、それ以降は衛生管理のため処分する。ただし、主催競技会に限る。
- (6) 会場内での撮影について
競技会において、参加選手または関係者等が私的に撮影した動画や画像を YouTube 等の WEB サイトやその他の公な場所に公開するためには、必ず各権利者の許諾を公開者が受けること。また、会場 BGM をそのまま使用すると著作権の侵害となるので注意すること。なお、撮影許可証は会場内での撮影を許可するものであり、これらの権利を許諾するものではない。
- (7) 着用する水着について
競泳競技の公式・公認競技会において着用する水着は、(公財)日本水泳連盟の定めに従ったものでなければならない。また、水着あるいは身体へのテーピングは禁止とする。
- (8) 商標の規制について
公式・公認競技会で、すべての競技者・監督・コーチおよび役員（以下「競技者等」という）が、競技会の競技場内で行うことができるロゴ・マーク、メーカーのロゴ・マークについては、以下の通り行う。（違反があった場合は、その大会の出場を停止させることもある）
 - ① 水着には、競技会の競技場内では、大きさ 30 cm²以内であればメーカーのロゴ・マークをつけることができる。
 - ② ウェアには競技会の競技場内では、大きさ 40 cm²以内であればメーカーのロゴ・マークをつけることができる。
 - ③ その他の持ち物には、競技会の競技会場内では、大きさ 20 cm²以内であればメーカーのロゴ・マークをつけることができる。
 - ④ メーカーのマークは前項の大きさ以内であれば重複してもよいが、ロゴは 1 カ所のみしか使用できない。ただし、使用される 1 枚の水着について、最大 30 cm²のメーカーのロゴは、ウエストより上の位置に 1 つ、下の位置に 1 つ許される。これらのロゴは、相互にすぐ近くに隣接して置いてはならない。ツーピースの水着に関しては、上部に 1 つのメーカーのロゴが、そして下部に 1 つが許される。
 - ⑤ 競泳競技の水着には、その大会に出場する所属チーム名、都道府県名の表示は 50 cm²以内とする。
 - ⑥ 前項にあげた『水着および衣類、持ち物』についてメーカーのロゴ・マーク、所属チーム名、都道府県名のほかに(公財)日本水泳連盟により認可されたスポンサーロゴ・マークを 1 つ付けることができる。（「競技会において着用、または携行することができる水泳用品、用具の商業ロゴ・マーク等についての取り扱い規程」参照）
- (9) 全自動装置の使用について
この要項に記載してあるすべての競泳競技会は、全自動装置を使用する。
- (10) 傷害保険について
この要項に記載してある公式競技会（県中学・県高校・県高校新人戦を除く）の参加者の大会期間中における傷害保険については、当連盟の負担において行う。保障の内容は、当連盟と保険会社との契約の範囲内に限られる。
- (11) その他
社会情勢により、大会・競技運営方法を変更する場合がある。

他団体が主催する競技会については、この注意事項とは異なる場合があるので必ず主催団体に確認すること。

公式競技会及び公認競技会における
個人情報及び肖像権に関わる取扱いについて

2023年4月1日
公益財団法人 日本水泳連盟

(公財)日本水泳連盟(以下「本連盟」という。)の主催する公式競技会及び本連盟の公認する競技会、各加盟団体が主催する公式競技会ならびに各加盟団体が公認する競技会の参加にあたり、本連盟競技者登録・競技会参加等を通じて取得する個人情報及び肖像権の取扱いに関して以下のとおり対応します。

1、競技会参加申込に記載された個人情報の取扱い

- (1) 大会プログラムに掲載します。
- (2) 競技会場内でアナウンス・ビジョン等により紹介されることがあります。
- (3) 競技会場内外の掲示板等に掲載することがあります。
- (4) 組合せ等の内容が本連盟及び公式計時SEIKOのホームページ・都道府県実行委員会・市町村実行委員会(以下「開催地実行委員会」という。)ホームページに掲載されることがあります。

2、競技結果(記録)等の取扱い

- (1) 本連盟ホームページ・「月刊水泳」・公式計時SEIKOのホームページに記載します。
- (2) 本連盟公式モバイルサイト「Swim Record Mobile」に記載します。
- (3) 開催地実行委員会が設置する記録センターを通じて公開されます。
- (4) 開催地実行委員会又はこれらに認められた報道機関等により新聞・雑誌及び関連ホームページ等で公開されることがあります。
- (5) 大会プログラム掲載の個人情報とともに、開催地実行委員が作成する大会報告書(以下「報告書」という。)に掲載されることがあります。
- (6) 新記録、優勝及び上位入賞結果(記録)等は、次年度以降の大会プログラム等に掲載されることがあります。

3、肖像権に関する取扱い

- (1) 本連盟によって撮影された映像が、中継・録画放送及びインターネットによって配信されることがあります。また、DVD等に編集され、配付されることがあります。
- (2) 開催地実行委員会又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された映像が、中継・録画放映及びインターネットによって配信されることがあります。また、DVD等に編集され、配付されることがあります。
- (3) 本連盟によって撮影された写真が、本連盟が発行する媒体やポスター等その他発行物及びインターネット等で公開されることがあります。
- (4) 開催地実行委員会又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された写真が、新聞・雑誌・報告書及び関連インターネット等で公開されることがあります。
- (5) その他、主催団体及び開催地実行委員会等に許可を受けた写真撮影企業等によって撮影された写真等が販売されることがあります。

4、本連盟及び開催地実行委員会としての対応

- (1) 取得した個人情報を上記利用目的以外に使用することはありません。
- (2) 本連盟競技者登録の完了をもって、上記取扱いに関するご承諾をいただいたものとして、対応させていただきます。
- (3) 大会役員・競技役員・補助役員・開催地実行委員・大会運営関係者及び来場者の皆様につきましては、上記取扱いに関するご承諾をいただいたものとして対応させていただきます。

ドーピングって、なに？ なんでいけないの？

ドーピングとはフェアプレーの精神に反して、競技における運動能力の向上を目的として禁止物質を使用したり物理的な方法を用いたりすることです。また、チームスタッフ等が禁止物質の使用を企てたり支援したりする行為もドーピングの一種とされています。

スポーツの価値の根幹にはフェアプレーがあり、それを遵守する姿勢をスポーツマンシップと呼んで称賛します。スポーツに参加する選手全員がフェアプレーをすることによってはじめて勝敗の意味が生まれ、勝者と敗者がともに相手を讃え合う気持ちが湧いてきます。スポーツの価値として、日本アンチ・ドーピング規程（公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構）には以下のようなものが列記されています。

- 倫理観、フェアプレーと誠意
- 健康
- 卓越した競技能力
- 人格と教育
- 楽しみと喜び
- チームワーク
- 献身と真摯な取り組み
- 規則・法を尊重する姿勢
- 自分自身とその他の参加者を尊重する姿勢
- 勇気
- 共同体意識と連帯意識

このような素晴らしい価値をもつスポーツ活動はすべてフェアプレーの上に成り立っており、フェアプレーの精神に反するドーピング行為は禁止されています。



ドーピングが禁止される理由はもう1つあり、それは身体的な健康被害です。ドーピングで禁止している物質の多くは競技力向上と引き換えに健康を害します。せっかくスポーツをとおして健康なからだ、健康な精神を培ってきたのに、ドーピングによって両者ともはかなく崩れ去ってしまうのです。

ドーピングが禁止されているのは、一部のトップアスリートだけではないのです。小学生だって中学生だって、趣味として活動している中高年のスポーツ愛好家だって、「ずるいこと」をして試合に勝っても、すがすがしい達成感は生まれません。

さあ、これを読んだあなたがスポーツの価値を高めていく主役なのです。スポーツ活動をとおして、自分とスポーツを取り囲む文化を磨き上げていきましょう。

日本水泳連盟編集・発刊『水泳選手のためのアンチ・ドーピングのい・ろ・は』
(2015年)、p10より引用。